

技術検定試験の受検資格の見直しに関するパブリックコメントの募集について

平成25年9月27日
＜問い合わせ先＞
土地・建設産業局建設業課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線24744）

○趣旨

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施しているものです。

近年、若手入職者が減少し、技術者の高齢化が進んできており、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっています。

こういった状況を踏まえ、優秀な若手技術者の確保の観点から、今般、主に高校指定学科卒業者を対象として、技術検定の受検資格等の見直し（案）を作成いたしました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、御意見を募集いたします。頂いた御意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

技術検定試験の受検資格の見直し（案）

2. 意見募集期限

平成25年10月26日（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（電子メールの題名を「技術検定件の受検資格の見直しに係るパブリックコメント」として下さい。）

(2) F A X の場合

F A X 番号：03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛
(件名を「技術検定試験の受検資格の見直しに係るパブリックコメント」
と明記して下さい。)

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛
(「技術検定試験の受検資格の見直しに係るパブリックコメント」と明記
して下さい。)

※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

(別添)

[意見提出様式]

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当 宛

技術検定試験の受検資格の見直し（案）に対する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】 国土交通省(03-5253-8111)

土地・建設産業局建設業課技術検定係（内線24744）